

# 補助金等調書

(2-1)

番号	29	担当課名	教育部生涯学習課	補助開始年度	昭和30年度		
補助金等の名称	女性の会事業補助金						
交付要綱等の名称	社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <b>有</b> (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	市内に居住する成人女性で構成し、かつ、50人以上で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市女性の会		昭和30年度	201			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <b>無</b> ) 有の場合は、類似団体数 ( )						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 男女共同参画社会の推進を図ることを目的としており、第2次基本計画施策2「男女共同参画の推進」に貢献している。 交付年数 63年						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		300,000	300,000	300,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源				
		会費		105,500	100,500	100,000	
		事業収入		341,300	283,400	90,000	
		その他			343,700	10	
		合計		746,800	1,027,600	490,010	
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		746,800	1,027,600	490,010	
		その他					
合計		746,800	1,027,600	490,010			
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <b>3 単独</b> ・ 4 市単独上乗せ					
		補助対象経費の70%以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。 補助対象経費：報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金 下部組織への配分なし。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	女性の社会参加を奨励し、男女共同参画社会の推進を図る。 第2次基本計画施策2男女共同参画の推進に役立っている、
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	補助対象経費の70%以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。 補助対象経費 510,010円×70%=357,007円→予算計上額300,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額300,000円に対し300,000円支出。 支出根拠 補助対象経費 1,027,600円×70%=719,320円→300,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。 男女共同参画社会の推進、地域社会の発展に寄与する等の目的を達成する為に、平成29年度は28事業を実施いたしました。 詳細は、男女共同参画社会の推進を図るために、市民活動推進課と共催で講演会を開催いたしました。 また、オリンピック・パラリンピック推進室の要請により日本とカナダのソフトボールチームへの昼食づくりのおもてなしや「花いっぱい運動」などの環境美化活動そして地域行事への積極的な協力があります。
	⑤ 補助金交付の終期の用途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
	平成31年度廃止予定。
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成31年度廃止予定ではありますが、要綱を改正し引き続き補助金を交付し、支援をしたいと考えます。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
男女共同参画社会の実現に向けての講演会の開催、地域行事への参加、環境美化活、市のイベントへの参加、健康増進のための講座の開催などの多彩な活動は女性の社会参画活動を実施しており、特に男女共同参画関する勉強会や健康増進に関する講座の開催など啓発事業は市民とともに学ぶ事業であり、公益性が高い。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	女性の会の活動は、地域社会の発展、女性の積極的な活動の場となっている。 また、市に施策にも協力的であり、男女共同参画社会の推進のためにも現状維持で継続。



近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	女性の会事業補助金
-------	-----------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	なし	なし
佐倉市	なし	なし
四街道市	対象経費の2分の1	予算の範囲内
八街市	事業費の2分の1	300,000円
富里市		
白井市	なし	なし
印西市	対象経費の70%	300,000円



平成30年3月31日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉 正直 様

住所 (所在地) [Redacted]  
補助事業者 氏名 (団体名及び代表者氏名) [Redacted]  
印西市女性の会 会長 [Redacted]  
連絡先 [Redacted]

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成29年5月26日	指 令 番 号	印西教生指令 12 号
補 助 事 業 年 度	平成29年度	補助金等の名称	印西市社会教育関係補助金
補 助 事 業 等 の 名 称		印西市女性の会事業	
補助事業等	名 称	印西市女性の会運営事業	
	施 行 場 所	別紙のとおり	
着手年月日	平成29年4月1日	完了年月日	平成30年3月31日
交 付 決 定 額		300,000円	
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容		別紙のとおり	
添 付 書 類		1 収支決算書 2 完成写真 (工事施工等に係る場合) 3 その他 (事業報告書) 注 申請者が団体等の場合は、補助金の充当状況がわかる収支決算書を添付すること。	

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可



平成29年度一般会計決算報告書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

[収入の部]

単位:円

項目	予算額	決算額	比較	備考
前年度繰越金	0	0	0	
市補助金	300,000	300,000	0	
会費	107,500	100,500	-7,000	500円×201名
市ソフトボールまかない補助金	0	300,000	300,000	7/19～20、8/19～8/22、11/20～11/24
ソフトボール日本代表負担金	0	43,100	43,100	
ソフトボールスポーツセンター負担金	0	600	600	
祭り売り上げ	0	191,400	191,400	11/4 産業祭り
参加費	80,000	92,000	12,000	わら細工教室(H29.12.7) 料理教室(H30.2.17) 研修会(H30.3.25)
雑収入	10	0	-10	
合計	487,510	1,027,600	540,090	

[支出の部]

単位:円

項目	予算額	決算額		比較	備考
			内市補助金額		
報償費	80,000	45,432	31,000	34,568	講師料
旅費	60,000	15,000	10,000	45,000	県総会参加費
消耗品費	70,000	247,442	65,000	-177,442	事務用品、花の苗等
燃料費	9,000	29,350	5,000	-20,350	ガソリン代
食糧費	60,000	114,479	20,000	-54,479	会議時・活動時お茶代
印刷費	100,000	101,070	70,000	-1,070	広報印刷費,等
水道光熱費	2,000	3,300	1,500	-1,300	産業祭りガス代
まかない材料費	50,000	372,206	50,000	-322,206	ソフトボール、祭り等
通信費	2,000	6,061	3,000	-4,061	郵送料,等
保険料	2,000	1,060	700	940	傷害保険
使用料	2,000	800	300	1,200	施設使用料
借入金	2,000	86,400	40,000	-84,400	研修会時借上げ料
負担金	48,000	5,000	3,500	43,000	順大寮祭負担金
予備費	510	0	0	510	
合計	487,510	1,027,600	300,000	-540,090	

[収支の部]

平成30年3月31日現在

収入総額	支出総額	残高
1,027,600	1,027,600	0

上記の通り報告致します。

会計

会計

会計

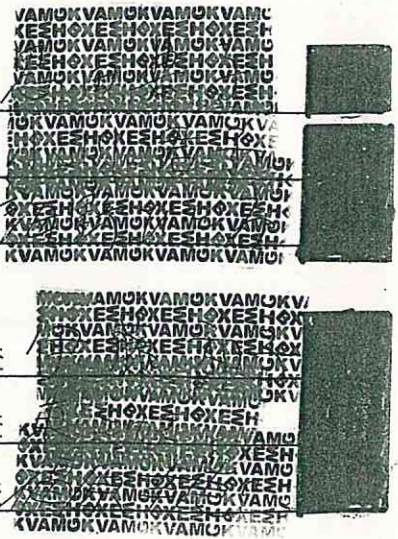
上記について詳細に監査した結果、適正であったことを認め、ここに承認致します。

平成30年4月1日

会計監査

会計監査

会計監査





## 平成29年度 事業報告

年	月	日	事業報告
2017	5	21	総会
		22	びわ狩りバスツアー
		28	ゴミゼロ運動に参加
		31	○ 県・連合婦人会代議委員会（県総会）
	6	3	順天堂大学 「啓心寮祭」への協力 ⇒ 地域交流（順大生に学ぶ）
		17.18	「水無月祭」への協力 ⇒ 地域行事に協力
	7	8	社会を明るくする運動・青少年健全育成大会
		19.20	ソフトボール日本代表（U-19）チームへの昼食作りに協力（延べ22名参加）
		29.30	「平賀学園台夏祭り」への協力 ⇒ 地域行事に協力
		30	「プレーグ本埜夏祭り」への協力 ⇒ 地域福祉の理解と研修
	8	12	「印旛ふるさと祭り」への協力 ⇒ 地域行事に協力
		19～22	ソフトボールカナダ代表チームへの昼食作りに協力（延べ42名参加）
		26	印旛郡市社会教育振興大会（会場 富里市）
		30	女性の会だより「第13号」発行
	11	4	印西市主催「産業まつり」への協力（ビッグホップ）
		12	「印旛ふれあい秋まつり」への協力 ⇒ 地域行事に協力
		19	「いには野まつり」への協力 ⇒ 地域行事に協力
		20～24	ソフトボール日本代表（TOP）チームへの昼食作りに協力（延べ50名参加）
	12	7	わら細工教室 ⇒ しめ縄作り
		12	学童保育生と球根植え（本埜第一小学校）
14		テーブルマナー教室	
18		工場見学会（大塚製薬・ガトーフェスタ ハラダ）	
2018	1	18	観劇会 ミュージカル「ライオンキング」
		10	○ 講演会「もっと自由に・人生終末期に向けての備え」 ⇒ 男女共同参画事業の実現に向けて 一般へ呼びかけ
		17	料理教室
	3	23	女性の会だより「第14号」発行
25		視察研修 ⇒ 茂原市社会福祉協議会 みまわり配食ボランティア	
毎月1回			定例理事会を開催
○女性の会フラワーズ 中央駅前地域交流館脇の花壇の手入れ 4/3、5/12、6/9、7/14、9/7、10/27、12/6、3/12 計8回 延べ120名参加 ※他、中央公民館玄関前フラワーポットの花植え及び管理 年5回			

○印西市社会教育関係補助金交付要綱

平成20年3月31日告示第63号

改正

平成22年5月11日告示第135号

平成23年3月31日告示第68号

平成26年3月27日告示第56号

平成29年3月24日告示第28号

印西市社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会教育の振興を図るため、社会教育及び青少年健全育成に関する事業を行うことを主たる目的として設立された団体が行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業、経費、補助率等)

第2条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第2項第5号に規定する市長が認める書類は、次の書類とする。

(1) 団体規約等

(2) 会員名簿

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月11日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年



4月1日から施行する。

別表（第2条）

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	女性の会事業	女性の社会参加を奨励し、男女共同参画社会の推進を図る。	市内に居住する成人女性で構成し、かつ、50人以上で組織する団体	報償費、旅費消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、	補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。
2	青少年相談員連絡協議会事業	青少年相談員活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	青少年相談員が組織する団体	使用料、賃借料及び負担金	補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。
3	子ども会育成連絡協議会事業	子ども会の活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	市内で活動している子ども会の育成者が組織する連合の団体		補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり51万円を限度とする。
4	P T A 連絡協議会事業	各学校のP T A活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果	市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成するP T A（保護者と教職員が組織する		補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり36万円を限度とする。



		的な推進に 資する。	団 体 を 含 む。) が組織 する連合の 団体	
5	地域ぐるみ さわやかコ ミュニティ 推進委員会 事業	学校、家庭及 び地域が共 に連携し、地 域社会の発 展を図り、も って青少年 の健全育成 に関する施 策の総合的 かつ効果的 な推進に資 する。	市内の中学 校区におい て、青少年の 健全育成環 境の向上を 目指し、関係 機関及び団 体の代表者、 学校関係者 で組織する さわやかコ ミュニティ 推進委員会	補助対象経費 の額。ただし、 1 学校区当た り 8 万円を限 度とし、予算 の範囲内にお いて配分す る。
6	家庭教育学 級事業	家庭での教 育を行う時 に必要な心 構え、留意点 等を学習す る機会を提 供し、家庭教 育の充実を 図り、子ども たちの健や かな成長と 学級生自身 の向上に資 する。	市立各幼稚 園及び市立 各小中学校 の保護者で 構成する家 庭教育の向 上を目的と する会	補助対象経費 の額。ただし、 1 学校当たり (幼稚園にあ っては1幼稚 園当たり) 8 万円を限度と し、予算の範 囲内において 配分する。
7	芸術文化協 会事業	芸術文化の 振興を図り、 もって地域 社会の発展 に資する。	市内の文化 芸術の種別 ごとに総括 する単位団 体で構成し、 かつ、文化的 地位の向上 と地域文化	補助対象経費 の70パーセン ト以内。ただ し、1 協会当 たり40万円を 限度とする。

			の発展に寄 与するため に組織する 協会		
--	--	--	-------------------------------	--	--